

# ちょこつと通信

青木厚二郎税理士事務所

H30. 3月号

VOL. 070

いつもお世話になります。

ひな祭りは、我が家にもひな人形が飾られます。イラストのように1段飾りのひな人形です。その隣には娘の好きなキャラクターのソフィアのひなあられも飾られていました。毎日ほのぼのとした気分になりました。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

## 先人の言葉

失敗とはよりよい  
方法で再挑戦する  
いい機会である

金森 誠也

世界の名言

100選より

## プラスへの変換

哀しみを優しさに、つらさをエネルギーに。

時間はかかっても、そうやって

何かをプラスに変換しながら、

人はきつと生きていける

西村 由紀江（音楽家）

（元気手帳5より）

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【バレンタインデー】

今年も2月14日のバレンタインデーにチョコレートをお渡ししました。今年はないかも…なんてことを言いながら、3時頃にお渡ししました。とてもおいしいチョコレートなので、喜んでいただけたのではないかと考えております。1年に一度、感謝の気持ちを込めてお渡しできる機会があってよかったです。



# 知っとこ!「税務のママ知識」

## ～配偶者控除・配偶者特別控除の改正について～

平成 29 年度税制改正により、配偶者の合計所得金額に応じて受けられる配偶者控除・配偶者特別控除が下記の通り見直されました。この改正は平成 30 年分以降の所得税について適用されます。

### <配偶者控除>

今回の改正で納税者本人の所得制限が付加され、納税者の合計所得金額に応じて控除額が逡減する措置が講じられました。納税者自身の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が逡減し、1,000 万円を超えると適用することができなくなります。

適用年分		～H29	H30～	～H29	H30～
配偶者	年末時点での年齢	70 歳未満		70 歳以上	
納税者	合計所得金額	900 万以下	38 万	38 万	48 万
		900 万超 950 万以下		26 万	32 万
		950 万超 1,000 万以下		18 万	16 万
		1,000 万超		—	—

### <配偶者特別控除>

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下(改正前: 38 万円超 76 万円未満)に引き上げられました。一方で、合計所得金額が 900 万円を超える納税者については、控除額が合計所得金額に応じて逡減されます。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える納税者については、配偶者控除の適用はできません。

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控除	配偶者特別控除									
	～103 (～38)	～150 (～85)	～155 (～90)	～160 (～95)	～167 (～100)	～175 (～105)	～183 (～110)	～190 (～115)	～197 (～120)	～201 (～123)	201～ (123～)
～1,120 (～900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
～1,170 (～950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,220 (～1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220～ (1,000～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(出典: 財務省「配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて」抜粋)

(引用: MyKomon ニュースレター 2018 年 4 月号/平成 29 年分個人決算・電子申告のシステム実務 I 第 1 部改訂編)

## 事務所あれこれ日記

### 租税教室

毎年、穂積小学校で租税教室をしています。

素敵なボードで迎えていただきました。

ありがたい気持ちで一杯です。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話: 058-260-4310

FAX: 058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail: info@aoki-kaikei.com